

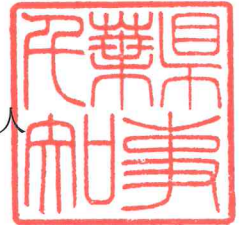
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県山武市松尾町広根1967番地1

氏 名 株式会社 新栄産業  
代表取締役 押尾 茂

第14条第1項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和4年9月27日

許可の有効年月日 令和9年9月26日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、イ 廃油、ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ 動植物性残さ、ク 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、コ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

### 2. 許可の条件

な し

### 3. 許可の更新又は変更の状況

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 平成19年9月27日 | 新規許可            |
| 令和4年9月27日  | 更新許可            |
| 令和5年2月15日  | 変更許可（限定の解除）     |
| 令和6年7月5日   | 変更届（代表者変更、役員変更） |

### 4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。